

特別支援教育 教育課程 学習指導手引書

—特別な支援を必要とする子どもの教育課程編成のために—

共通・連携 編

平成22年1月
長野県教育委員会

ま え が き

平成 14 年に「長野県特殊教育 教育課程学習指導手引書」を刊行した以降において、障害のある幼児児童生徒を取り巻く教育情勢は大きく変化しました。

平成 15 年には、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を示し、この中で、障害種の枠を超えた特別支援学校制度の創設や「特別支援教室構想」などが提言されました。また、特別支援教育を推進するため「特別支援教育コーディネーターの配置」、「個別の教育支援計画の作成」、「特別支援教育連携協議会の設置」が挙げられ、モデル事業を通して体制整備が始まりました。

一方で、平成 16 年には障害者基本法が改正され、平成 17 年には中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申がなされ、様々な制度面の在り方について具体的に提言されました。平成 19 年には学校教育法などが改正され、名実ともに特別支援教育が本格的にスタートしました。そこに示された基本的な考え方を受けて改訂された学習指導要領が、平成 21 年 3 月告示の新学習指導要領です。

今回の特別支援学校学習指導要領は、「一人一人に応じた指導の充実」「自立と社会参加を目指した職業教育の充実」「交流及び共同学習の推進」「障害の重度・重複化、多様化への対応」の 4 点を目指した改訂となっています。

「特別支援教育 教育課程学習指導手引書」は、この改訂の趣旨を踏まえて、その趣旨や内容の理解を図り、新教育課程の実施が円滑に進むことを目的に作成しました。今回は、前回の手引書の「実態把握から、『個別の指導計画』の作成、実践、評価までの一連の過程が日常化すること」を基盤とし、「授業に生きる『個別の指導計画』の作成」「子どもたちの生涯にわたる支援に生きる『個別の教育支援計画』の作成」を更に推進することとしております。

本書は、共通する基本的な内容を「共通・連携編」、実際の指導場面に生きる内容を「特別支援学校編」「小学校・中学校編」として具体的にまとめ、3分冊で編成しました。本書を有機的に関連させながら活用し、幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」が培われるよう活用されれば幸いです。

最後に、本書の作成に携わっていただいた委員各位、様々な面から御協力をいただいた関係者の皆様に、深く感謝いたします。

平成 22 年 1 月

長野県教育委員会事務局 特別支援教育課長
青柳 郁生

目次

まえがき

目次

I章 教育課程改善の趣旨と方針

1	今回の改訂の経緯と趣旨	1
(1)	国内外の障害者施策の推進	1
(2)	教育課程改善までの経過	1
(3)	学習指導要領改訂の方針	3
◇	保育所保育指針の改訂	4
2	学習指導要領改訂の概要	5
(1)	小中学校, 高等学校学習指導要領等における特別支援教育にかかわる改訂	5
(2)	特別支援学校学習指導要領改訂の要点	6
(3)	学校教育法施行規則改正の要点	9
3	長野県教育課程・学習指導改善の基本方針	11

II章 教育課程の編成

1	教育課程の意義と編成の基準	13
(1)	教育課程の意義	13
(2)	教育課程編成の基準	13
2	教育課程編成の手順	14
(1)	教育課程編成の原則	14
(2)	教育課程編成の手順	16
(3)	知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校小・中学部の教育課程	19
(4)	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部普通科の教育課程	23
(5)	特別支援学校教育課程の指導内容の概要	26
(6)	各教科等を合わせた指導	32
3	教育課程の評価と改善	34
(1)	教育課程の評価と方法	34
(2)	教育課程の改善	35
4	教育課程の編成にかかわる改訂の主な内容	36
(1)	視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者又は病弱者である幼児児童生徒に対する教育	36
(2)	知的障害者である幼児児童生徒に対する教育	37

III章 授業に生きる個別の指導計画

1	「個別の指導計画」の作成	38
(1)	「個別の指導計画」作成の意義	38

(2) 「個別の指導計画」作成の対象	38
(3) 「個別の指導計画」作成の立場	39
(4) 「個別の指導計画」とは	39
(5) 作成・活用の配慮点	40
2 「個別の指導計画」の形式例	41
(1) 「教育課題個人表 (A)」	41
(2) 指導内容の選択・組織 (B) の形式 (例)	43
(3) 「年間指導計画 (C)」の形式 (案)	45
(4) 通常の学級用指導計画表 (D) (短期)	46
3 学習指導案の作成	47
(1) 個別の指導計画と学習指導案	47
(2) 学習指導案の作成	47

IV章 生涯にわたっての支援と連携

1 「個別の教育支援計画」の作成と活用	53
(1) 「個別の教育支援計画」の作成の目的	53
(2) 「個別の教育支援計画」作成の対象者	53
(3) 「個別の教育支援計画」の作成者	53
(4) 「個別の教育支援計画」の作成手順	53
資料「実態の共通理解シート」	54
資料「個別の教育支援計画シート」	56
(5) 「個別の教育支援計画」の活用と評価	57
(6) 「個別の教育支援計画」による支援の引き継ぎ	57
2 各学校における支援体制の構築	59
(1) 校内支援体制づくり	59
(2) 特別支援教育コーディネーターの役割	61
3 特別支援学校のセンター的機能	62
(1) 特別支援学校のセンター的機能	62
(2) センター的機能が発揮されるために	63
4 関係機関との連携	65
(1) 連携の重要性	65
(2) 小中学校等と連携する主な関係機関	66
(3) 福祉関係機関との連携 (手帳制度など)	68
(4) 支援会議の実際	69
資料「支援会議提案シート」(例)	71
資料「支援会議の記録シート」(例)	72
資料「支援会議メンバーの派遣申請書」(例)	73
5 一人一人の特別な教育的ニーズに応じた就学相談	74
(1) 就学相談の基本的立場	74

(2) それぞれのライフステージにおける就学相談	74
(3) 情報収集と情報提供	75
(4) 就学相談委員会の機能と役割	75
(5) 就学基準と就学相談の進め方（年間計画の作成）	76
(6) これからの就学相談の在り方	76
資料「特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準」 ..	77
資料「乳幼児期・学齢期・卒業後までの一貫した相談・支援」	78
6 支援をつなぐ連携を目指して	
～就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校等へ～	79
(1) 幼稚園・保育所から小学校への就学	79
(2) 小学校から中学校（中学部）への進学	79
(3) 中学校から高等学校等への進学	80
資料「プレ支援シート」＜記入例＞	82
資料「プレ支援シート A」	83
資料「プレ支援シート B」	84
7 進路指導	85
(1) 進路指導とキャリア教育	85
(2) キャリア教育推進のために	86
(3) 各学校段階における進路指導	86

V章 資料編

(1) 知的障害特別支援学校 各教科の目標及び内容・具体的内容 改訂 長野県手引書作成委員会	89
(2) 関係法規	121

コラム

「総合的な学習の時間」と「生活単元学習」	P 30
「可能性の芽」を把握するポイント	P 39
個別の教育支援計画について	P 58
特別支援学校のサテライト構想	P 64
個人情報の保護	P 65
各市町村教育委員会、医療、福祉関係機関との連携の実際	P 73
「プレ支援シート」とは	P 80
「個別の移行支援計画」	P 88

あとがき

作成委員